

# 平成27年第6回霧島市農業委員会総会

平成27年 6月22日(月)

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

## 出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、  
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、  
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、  
22番委員、 23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、  
29番委員、 30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、  
36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	堀ノ内敬久
	振興グループ長	内田大作	主査	宮原博和
	主査	若林優	主任主事	中吉哲平
	主任主事	有村大	主事	江藤俊志
	主査	藤岡勝史	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主任主事	田上政明
	主任主事	笠井亜由美		

## 総会日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「強制競売の買受適格証明願（耕作目的）」について
- 9 「あっせん申出」について

「開 会 午後 2時20分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日の出席委員は37名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第6回定例農業委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をいたします。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。5番委員、6番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[10件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく利用権解約のうち、賃借権通知報告19件、使用貸借権通知報告が5件の計24件が提出されております。続いて、本年3月の定例総会においてご承認頂きました、買受適格証明の隼人町小田の土地につきまして、5条の本申請が提出されましたので、会長判断により許可の処理をさせて頂きました。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告等が終わりました。それでは、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が2件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告をお願いします。溝辺の1番、13番委員。

○ 13番委員

1号1番を報告します。

申請地は切明公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は畑、東は畑、西は畑である。利用変更目的は農業用施設・農産物販売所105㎡を建設するものである。工事内容は現状のまま販売所を建設するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、37番委員に代わり11番委員。

○ 11番委員

1号2番を報告します。

申請地は山下公民館の東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は宅地、南は宅地、東は道路、西は道路である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容はシラスを1.2m、黒土を0.2m盛土し、周囲の東側は土手を築き、三方はコンクリートにするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員から報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届」を受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強

化促進法第18条第1項に基づき、利用権設定の賃借権108件、使用貸借権14件の計122件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定のうち86件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の36件について審議を行います。また、横川の65、66、67番は議事参与の関係で別途審議いたします。それでは担当委員の意見報告を求めます。利用権設定の国分の12番及び17番から27番、16番委員。

○16番委員

2号12番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、104,570㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思えられる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号17番から27番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、4,949㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思えられる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

28番、10番委員。

○10番委員

2号28番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思えられる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

29番、31番委員。

○31番委員

2号29番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9,632㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思えられる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

45番、7番委員。

○7番委員

2号45番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思えられる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。オリーブを160本から170本定植するとの事です。以上です。

○議長（会長）

51番、22番委員。

○22番委員

2号51番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、13,782㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思えられる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

52番、10番委員。

○10番委員

2号52番を報告します。

借人は、現在、5,944㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思えられる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

56番、9番委員。

○9番委員

2号56番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,995㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思えられる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

59番、5番委員。

○5番委員

2号59番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、24,609㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

62番、22番委員。

○22番委員

2号62番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、23,328㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

63番、7番委員。

○7番委員

2号63番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、18,945㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

70番と71番、9番委員。

○9番委員

2号70番と71番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、5,096㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

72番、26番委員。

○26番委員

2号72番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、8,651㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

73番、26番委員。

○26番委員

2号73番を報告します。

借人は、現在、223㎡のすべてについて耕作している。許可後の予定耕作面積は2,022㎡です。また、農作業に常時従事すると思われる。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

74番、5番委員。

○5番委員

2号74番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、8,656㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

104番と109番、33番委員。

○33番委員

2号104番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,710㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号109番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、15, 212㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

113番、4番委員。

○4番委員

2号113番を報告します。

借人は、現在、1, 402㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

119番、11番委員。

○11番委員

2号119番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、11, 121㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

120番、24番委員。

○24番委員

2号120番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、11, 423㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

121番と122番、25番委員。

○25番委員

2号121番と122番を報告します。



借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、24,858㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、利用権設定の横川の65、66、67番を除く新規33件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定の横川の65、66、67番を除く新規33件は、承認することに決定いたしました。

次に横川の65、66、67番を審議いたしますので、10番委員は退席を願います。

○ [10番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、担当委員の意見報告を求めます。横川の65、66、67番を5番委員。

○5番委員

2号65、66、67番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、22,723㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができる。

できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、利用権設定の横川の65、66、67番は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、利用権設定の横川の65、66、67番は、承認することに決定いたしました。10番委員は着席して下さい。

○ [10番委員入室]

#### △議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が所有権移転14件、賃借権1件、使用貸借権1件の計16件が提出されましたので、審議を求めます。それでは議案書記載順に、調査担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、19番委員。

○19番委員

3号1番を報告します。

申請地は川原公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地には受人が平成28年8月までの使用収益権を設定している。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,213㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しない

と思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、10番委員。

○10番委員

3号2番を報告します。

申請地の\*\*\*\*番地と\*\*\*\*番地の\*は四方田団地の南に位置しており、現況は田である。\*\*番地の\*は国分中央公園の南東に位置しており、現況は畑である。申請地の\*\*\*\*番地には\*\*\*さんが、平成29年4月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,123㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、13番委員。

○13番委員

3号3番を報告します。

4筆ある申請地のうち、\*\*\*番地の\*と\*は広瀬郵便局の北東、\*\*\*\*番地の\*と\*は霧島市公設地方卸売市場の南に位置しており、現況は田である。申請地には\*\*\*\*が平成29年7月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。\*\*\*\*からのリースとの事でした。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,246㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。起農計画は水稻との事でした。以上です。

○議長（会長）

4番、10番委員。

○10番委員

3号4番を報告します。

申請地は国分隼人クリーンセンターの北西に位置しており、現況は田である。申請地の\*\*\*\*番の\*には\*\*\*\*さんが、平成35年8月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。

また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2, 123㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番と6番、6番委員。

○6番委員

3号5番と6番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

5番の申請地のうち\*\*\*番地\*は野平公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地、\*\*\*番地\*は野平公民館の南東に位置しており、現況は畑である。6番の申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場の南西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10, 814㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番と8番、17番委員。

○17番委員

3号7番を報告します。

申請地は持松1区公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8, 352㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号8番を報告します。

申請地は持松4区公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9, 692㎡で下限面積要件

を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番と10番、28番委員。

○28番委員

3号9番を報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の北西に位置しており、現況は畑と田の不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,550㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号10番を報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,495㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番と13番、13番委員。

○13番委員

3号11番と13番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

11番の申請地は川尻公園の西に位置しており、現況は田である。13番の申請地は市営見次団地の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,160㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。起農計画は水稻との事でした。以上です。

○議長（会長）

12番、2番委員。

○2番委員

3号12番を報告します。

申請地はA-Z隼人店の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,016㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

14番と15番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

3号14番を報告します。

申請地は市営東郷団地の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,133㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号15番を報告します。

申請地は糸走公民館の南西に位置しており、現況は緑化木の畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は16,129㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、11番委員。

○11番委員

3号16番を報告します。

申請地は福山町比曾木野コミュニティセンターの南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,946㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、以前取得した農地の残地であり、受人は現在福山町に居住しておられます。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたしました。

#### △議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題とします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外の7件と用途変更の4件の計11件が出されましたが、農振除外の単人の6番が取下げされましたので残り10件について審議をお願いします。また、用途変

更の国分の1番は議事参与の関係で別途審議いたします。この件について現地調査が行われておりますので調査担当委員の説明をお願いします。農振除外、国分の1番、14番委員。

○14番委員

4号農振除外の1番を報告します。

申請地は国分南小学校の北東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は雑種地、東は道路、西は畑である。除外目的は、事務所及び電柱を建築するものである。また、除外されたと仮定した場合、申請地は1種農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地でないと思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、8番委員。

○8番委員

4号2番を報告します。

申請地は万膳4区自治公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地の北は河川、南は雑種地及び河川、東は道路及び雑種地、西は河川である。除外目的は、植林し山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが、事業完了後8年が経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番と4番、12番委員。

○12番委員

4号3番を報告します。

申請地は霧島変電所の東に位置しており、現況は田である。申請地の北は雑種地、南は不耕作地、東は雑種地、西は道路である。除外目的は、木材置場として利用するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。



以上です。

4号4番を報告します。

申請地は豊後迫公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は山林、東は畑、西は山林である。除外目的は、変電所及び管理室を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番と7番、14番委員。

○14番委員

4号5番を報告します。

申請地は隼人塚史跡公園の南西に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は水路、東は宅地と田、西は田である。除外目的は、駐車場として利用するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

4号7番を報告します。

申請地は宮西公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地の北は水路、南は宅地、東は田、西は田である。除外目的は、一般住宅を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上

のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途変更、溝辺の2番、7番委員。

○7番委員

4号用途変更の2番を報告します。

申請地は切明公民館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は畑、南は畑、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的は農産物販売所と駐車場を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。排水は浄化槽を通じ側溝に流す計画のため特に問題はないものと思われる。申請地を用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番と4番、9番委員。

○9番委員

4号3番を報告します。

申請地は野坂公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地の北は畑と宅地、南は道路、東は道路、西は田である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建築し作業場として利用するものである。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

4号4番を報告します。

申請地は大住公民館の北東に位置しており、現況は茶畑である。申請地の北は道路、南は道路、東は道路、西は畑である。用途区分変更目的は製茶工場を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。排水は浄化槽を通じ側溝に流す計画のため特に問題はないものと思われる。申請地を用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更の国分の1番及び農振除外の国分の1番を除く、用途変更の3件及び農振除外の5件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更の国分の1番及び農振除外の国分の1番を除く、用途変更の3件及び農振除外の5件は、許可という意見を市長に答申することに決定しました。

次に、用途変更の国分の1番を審議いたしますので、6番委員は退席を願います。

○ [6番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、11番委員。

○11番委員

4号用途変更の1番を報告します。

申請地は鹿児島第一中学校の北に位置しており、現況は田である。申請地の北は線路、南は道路、東は水路、西は田である。用途区分変更目的は農業用倉庫で、米保管庫、乾燥機施設及びもみ殻倉庫にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため特に問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更の国分の1番は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更の国分の1番は、許可という意見を市長に答申することに決定しました。

6番委員は着席してください。

○ [6番委員入室]

△ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。国分の1番、10番委員。

○10番委員

5号1番を報告します。

申請地は川内地区コミュニティセンターの東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の東は田、西は不耕作地、南は水路、北は不耕作地である。転用目的は看板用地とするものである。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、21番委員。

○21番委員

5号2番を報告します。

申請地は隼人塚団地公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地の東は道路、西は不耕作地、南は道路、北は畑と不耕作地である。転用目的は太陽光発電施設を建設するものである。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地及び1種農地の隣接地一体事業に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員から説明がなされましたが、質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定しました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が10件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。国分の1番、3番委員。

○3番委員

6号1番について報告します。

申請地は牧内公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、30年以上前に申請人の父が山林にしまったという顛末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は1,412㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は河川、南は山林、北は河川である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、12番委員。

○12番委員

6号2番を報告します。

申請地は重久牧内公民館の西に位置し、現況は雑種地である。なお、年月日不詳で、造成してしまったという顛末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地の

その他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は579㎡であり、倉庫を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は川、南は水力発電、北は4条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、6番委員。

○6番委員

6号3番を報告します。

申請地は毛梨野公民館の北東に位置し、現況は山林である。なお、平成13年2月頃、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請のとりの用途に利用されている。計画面積は1,969㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、19番委員。

○19番委員

6号4番を報告します。

申請地は川原公民館の東に位置し、現況は山林である。なお、平成22年4月頃、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請のとりの用途に利用されている。計画面積は1,717㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は川である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、23番委員。

○23番委員

6号5番を報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の北に位置し、現況は雑種地である。なお、平成22年7月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められて

いる区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は505㎡であり、車20台の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と畑、西は道路、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、19番委員。

○19番委員

6号6番を報告します。

申請地は本戸公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、平成17年4月頃、山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は799㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、8番委員。

○8番委員

6号7番を報告します。

申請地は大茶樹公園の北東に位置し、現況は宅地及び通路である。なお、平成12年及び14年に駐車場及び通路にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張及び道路にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は610㎡であり、また、隣接地の宅地482.51㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,092.51㎡である。農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は申請地の残地、西は宅地と畑、南は宅地と畑、北は申請地の残地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、28番委員。

○28番委員

6号8を報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の北西に位置し、現況は山林である。なお、昭和40年頃不耕作地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は942㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は畑、西は山林、南は山林、北は里道である。他の2ヶ所についてはすべて山林に囲まれ、また、不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、13番委員。

○13番委員

6号9番を報告します。

申請地は小野小学校の北に位置し、現況は雑種地である。なお、平成12年頃、物置及び車庫にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、物置と車庫はすでに建設済みです。計画面積は330㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、2番委員。

○2番委員

6号10番を報告します。

申請地は隼人東インターチェンジの南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地から300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達について自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は597㎡であり、車14台分の貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は自動車の修理工場、西は田、南は自動車の修理工場、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。



○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するというように決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

「休憩 午後 3時30分」

「再開 午後 3時45分」

#### △ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が23件出されましたが、国分の1番と3番及び隼人の22番が取下げられましたので、残り20件について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告を求めます。国分の2番、4番、5番を11番委員。

○11番委員

7号2番について報告します。

申請地は三郷公園の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。

法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は203㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は宅地、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号4番について報告します。

申請地は上小川小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は学校給食センターを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,121㎡であり、また、隣接地の既存施設面積16,571㎡を一体利用するもので、学校給食センターを建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は上小川小学校、西は道路、南は雑種地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号5番について報告します。

申請地は上小川自治公民館の北西に位置し、現況は田と一部畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,745㎡であり、建売住宅8棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6、7、8、9番、12番委員。

○12番委員

7号6番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の南に位置し、現況は田と畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲7区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,928㎡であり、宅地分譲7区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は水路と道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号7番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は198㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は宅地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号8番について報告します。

申請地は奈良田団地の西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は9.62㎡であり、また、隣接地の宅地292.62㎡を一体利用するもので、全体計画面積は302.24㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号9番について報告します。

申請地は新町公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は908㎡であり、宅地分譲3区画と通路に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は水路と道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、23番委員。

○23番委員

7号10番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の北に位置し、現況は雑種地である。なお、平成25年6月頃、駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、既に申請のとおり

の用途に利用されている。計画面積は111㎡であり、車4台の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、10番委員。

○10番委員

7号11番について報告します。

申請地は川内地区コミュニティセンターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は看板用地とするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は86㎡であり、看板用地に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は不耕作地、南は水路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、16番委員。

○16番委員

7号12番について報告します。

申請地は仁田原公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、平成14年3月頃、山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みのため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請の通りの用途に利用されている。計画面積は267㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は田の不耕作地、南は竹林、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、21番委員。

○21番委員

7号13番について報告します。

申請地は下井保育園の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当で

あるため実現は確実と思われる。計画面積は880㎡であり、建売住宅3棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は水路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、15番、26番委員。

○26番委員

7号14番について報告します。

申請地は陵南中学校の南西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成25年8月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は482㎡であるが、区画整理内仮換地で実測面積324.24㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号15番について報告します。

申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は416㎡であるが、区画整理内仮換地で実測面積306.80㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、7番委員。

○7番委員

7号16番について報告します。

申請地は麓原自治公民館の北東に位置し、現況は茶畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は12,976㎡で車380台の駐車場として、ま

た、隣接地の雑種地6, 286㎡を一体利用するもので、全体計画面積は19, 262㎡である。車558台の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と雑種地、西は道路、南は道路と畑、北は道路と雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、8番委員。

○8番委員

7号17番について報告します。

申請地は持松小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は460㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は申請地残地と道路、西は申請地残地、南は申請地残地、北は申請地残地と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、12番委員。

○12番委員

7号18番について報告します。

申請地は大窪保育園の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は保育施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は569㎡であり、また、隣接地の宅地と山林538.04㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,107.04㎡である。保育施設、体験学習林を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は川、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、21番委員。

○21番委員

7号19番について報告します。

申請地は隼人塚団地公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、目的達成上その農地を供する事が必要であると認められるもの、但し、1種農地部分が全体面積の3分の1を超えないため、1

種農地の隣接地一体事業に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,733㎡であり、また、隣接地の事業計画変更申請地10,464㎡を一体利用するもので、全体計画面積は13,197㎡である。太陽光パネル558枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は事業計画変更申請地、西は不耕作地、南は畑、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、2番委員。

○2番委員

7号20番について報告します。

申請地は隼人保育園の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は465㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種低層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、21番委員。

○21番委員

7号21番について報告します。

申請地は宮内小学校の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は219㎡であり、建売住宅1棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番、4番委員。

○4 番委員

7号23番について報告します。

申請地は中道2公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は614㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。

△ 議案第8号 「強制競売の買受適格証明願 耕作目的」について

○議長（会長）

次に議案第8号「強制競売の買受適格証明願 耕作目的について」を議題とします。当委員会に対し、



民事執行法等による強制競売の買受適格証明願1件が提出されましたが、取下げられましたので、議案第8号「強制競売の買受適格証明願 耕作目的について」は審議を終了します。

#### △ 議案第9号 「あっせん申出」について

##### ○議長（会長）

次に議案第9号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、売渡希望2件、借付希望3件、借受希望1件の計6件が提出されましたので審議を求めます。調査担当委員の現地調査報告をお願いします。貸付希望、溝辺の1番、2番、4番及び売渡希望の溝辺の3番を27番委員。

##### ○27番委員

9号1番を報告します。

溝辺の1番は田んぼの貸付希望ですが、時期的に田としては今年は難しいかと思われませんが、本人は畑としての利用でも良いとの事ですので、あっせんを引き受けたいと思います。

次に溝辺の2、3、4番を報告します。3番は売渡希望ですが、貸付でも良いということですので、まとめて報告します。どの土地も全て基盤整備されており、畑かんも通っております。面積の広い所もあり、3筆とも近隣にありますので、大規模農家等に向いているかと思えます。あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

##### ○議長（会長）

貸付希望、牧園の5番、15番委員。

##### ○15番委員

9号5番を報告します。

申請地は霧島第1牧場の近接になり、現在、牧草が植えられております。まずは現耕作者と話を進めていき、確認が取れば、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

##### ○議長（会長）

借受希望、国分の1番、3番委員。

##### ○3番委員

借受希望、9号1番を報告します。

春山地区は空いている土地が少ない所ですが、努力していきたいと思います。以上です。

##### ○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案9号「あっせん申出について」の売渡希望2件、貸付希望3件、借受希望1件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第9号「あっせん申出について」の売渡希望2件、貸付希望3件、借受希望1件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望、溝辺の1番を27番委員と26番委員に、貸付希望、溝辺の2番を27番委員と13番委員に、売渡希望、溝辺の3番を27番委員と13番委員に、貸付希望、溝辺の4番を27番委員と13番委員に、売渡希望、牧園の5番を15番委員と21番委員に、借受希望、国分の1番を3番委員と6番委員に、以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成27年6月定例委員会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありますか。

○ 「なし」との声あり

これで平成27年第6回定例農業委員会を閉会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。本日はこれにて散会いたします。

「閉 会 午後 4時15分」

番

番

番